

「(仮称) 北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する 市民意見提出手続の実施結果

1 意見募集期間

令和7年10月15日（水）～令和7年11月11日（火）

2 意見提出状況

(1) 提出者 4人

(2) 提出意見数 6件

(3) 提出方法 ア 持参 1人 イ 郵便 0人
ウ FAX 0人 エ 電子メール 3人

(4) 提出意見の内訳

分類名	件数
条例全般に関するもの	2
条例の項目に関するもの	2
支援の内容に関するもの	1
その他	1

(5) 骨子案への反映状況

分類名	件数
① 骨子案に反映済	0
② 骨子案に追加・修正あり	2
③ 骨子案に追加・修正なし	1
④ 今後の参考とするもの	3

「（仮称）北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 骨子案に反映済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの

No.	意見の概要	市の考え方	反映結果
条例全般に関するもの			
1	犯罪被害者等支援条例の制定には賛成します。同条例案は「犯罪被害者等基本法」の第5条「地方自治体の責務」、第2章の基本的施策に取り組むための法的位置づけとして同条例案制定の検討に入られたと認識している。	お見込みの通り、本条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるものです。	③
2	（条例名の中に）「等」と記載されていることから、犯罪を起こさせない街づくりとして、安全・安心条例等と重複する内容であるが、努力義務規定の掲載もご検討下さい。	犯罪被害者等に特化した条例を制定することで、「北九州市安全・安心条例」との両輪で、「加害者も被害者も生まないまちづくり」を目指します。 なお、「犯罪被害者等」の「等」については、「犯罪被害者の家族または遺族」を指します。「定義」に記載いたします。	④
条例の項目に関するもの			
3	「福岡県犯罪被害者等支援条例」は、第2条に「定義」が記載されており、また、「北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱」でも、第2条において「(1)犯罪行為」「(2)性犯罪」「(3)犯罪被害」「(4)重傷病」などが「定義」されています。 当支援条例策定の骨子案におきましても、主要な言葉が意味するところを正確に伝えることができるよう「定義」についても記載してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、主要な言葉について、「定義」を記載いたします。	②
4	「（7）関係機関・団体等との連携」で、「大学生など若い世代を含む多様な主体」だと、大学に行っていない若者を排除するようで違和感があります。また、若い世代だけをターゲットにしてありますので、「専門学校生」や「高齢者」として条例を読む場合、他人事に感じます。	ご意見を踏まえ、修正いたします。	②
支援の内容に関するもの			
5	近年多発する人身安全対策事案、サイバー犯罪、匿名・流動型犯罪はじめとする組織犯罪、これら個別事案の一部について犯罪被害者支援や凶悪犯罪、粗暴犯に該当しない犯罪等の支援についても、条例または条例に基づく規則等に盛込み、地方自治体としての取り組みの掲載をご検討下さい。	条例の対象については、全ての犯罪が対象となります。 なお、個別の具体的な支援内容については、条例に基づく「要綱」を定め、実施していきます。	④
その他			
6	犯罪発生は、法治国家にあってはならない。	犯罪被害者等に特化した条例を制定することで、「北九州市安全・安心条例」との両輪で、「加害者も被害者も生まないまちづくり」を目指します。	④